

1. はじめに

1.1 計画策定の趣旨

人口減少が続き、少子・高齢化が進行している本町では、広大な町域に広く分布する町民の生活において、公共交通が果たす役割の重要性がますます高まっています。

一方で、本町を含む日高地域における唯一の鉄道路線であった日高線（鷗川～様似間）は、2015（平成27）年1月の高波被害を受けて不通（代替バス運行）が続いていましたが、2021（令和3）年4月に廃止となっています。このため、日高地域の公共交通は、バスなしには成り立たない状況になっていますが、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、民間事業者が運営する路線バスの運営状況は厳しさを増しており、加えて、運転手のなり手不足という大きな課題も顕在化してきています。

そうした中、2020（令和2）年11月に、地域公共交通に関する法制度が改正され、「まちづくりと連携した公共交通ネットワーク形成」に加え、地域における「輸送資源の総動員」の考えが位置付けられた「地域公共交通計画」の策定が自治体の努力義務とされました。

このような状況において、交通弱者といわれる高齢者、子どもをはじめ、平取町に住むすべての町民や来訪者が安全かつ快適に移動・生活ができるよう、生活利便施設が集中する本町や隣接町の中心市街地と町内の各地区の交通アクセスなど、町内及び周辺地域における交通ネットワークの構築に向けて、町内の地域公共交通のあり方（全体図）を描いていくことが重要です。

以上の背景を踏まえて、町民の生活や地域の観光等を支える持続可能な交通体系を構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる「平取町地域公共交通計画」を策定します。

1.2 計画の区域

本計画の計画区域は、平取町の全域とします。

なお、実施する事業の範囲については、平取町周辺の交通状況や施設立地状況及び平取町民の移動実態等を踏まえて、その区域を設定します。

1.3 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間とします。

1.4 計画の構成

本計画の構成は、以下に示すとおりとします。

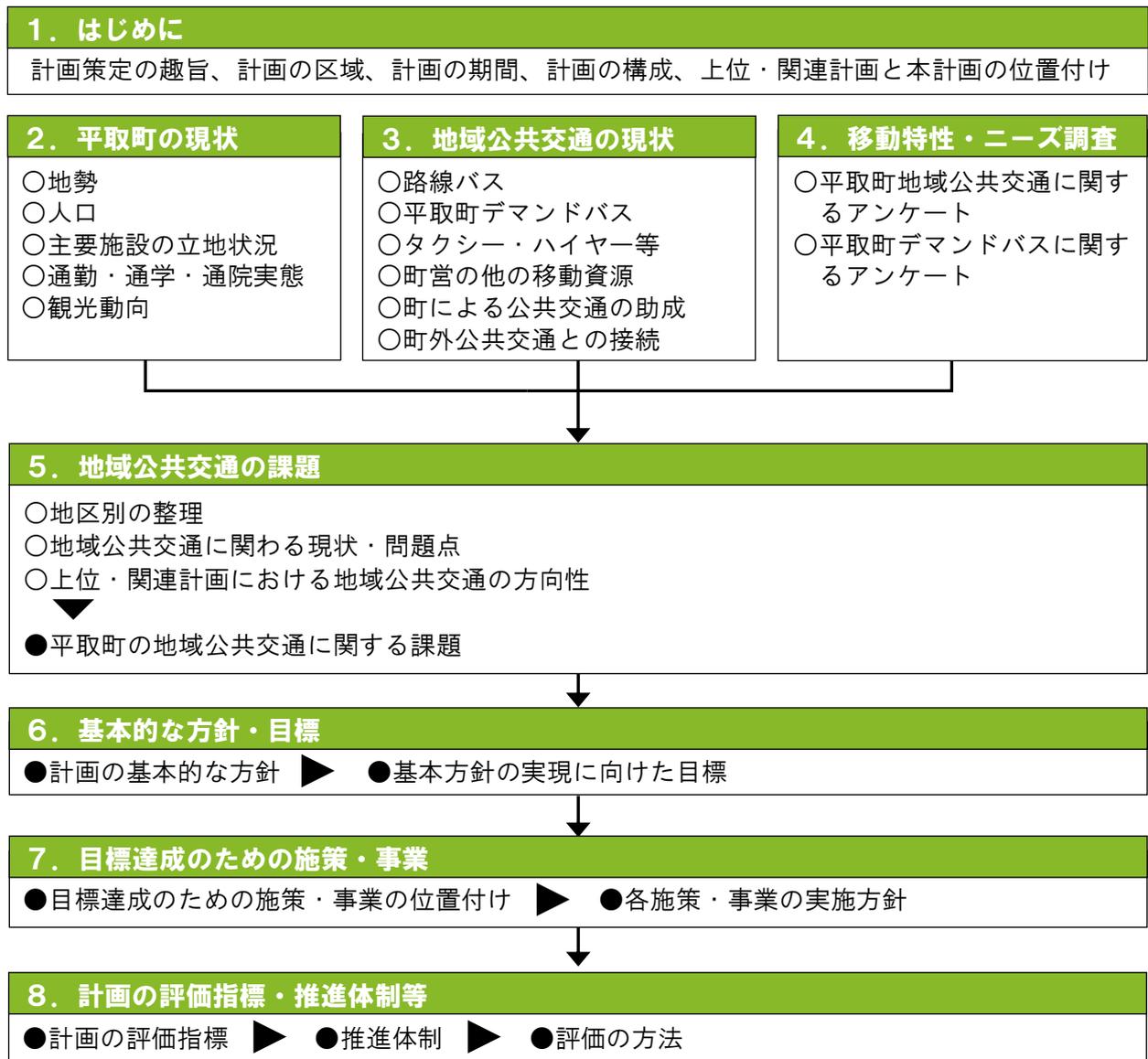


図 1.1 本計画の構成

1.5 上位・関連計画と本計画の位置付け

本計画は次に示す国・北海道、本町などの上位・関連計画等との整合性や連携を図った内容とします。

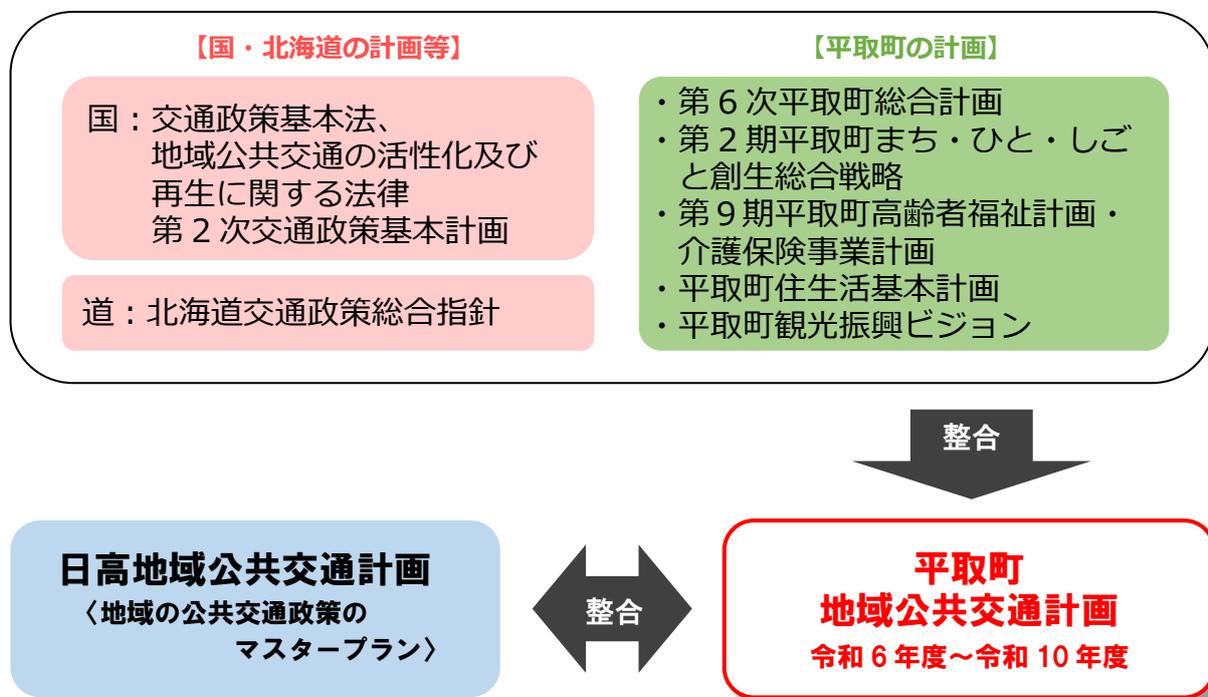


図 1.2 上位・関連計画と本計画の位置付け

1.5.1 国、北海道、地域の計画等

(1) 交通政策基本法【法令】

<p>公布日</p>	<p>2013（平成25）年11月27日公布・施行 一部改正：2020（令和2）年12月9日</p>
<p>目的</p>	<p>交通に関する施策について、基本理念やその実現を図るための基本事項を定めるとともに、国や地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展を図ることを目的としている。</p>
<p>概要</p>	<p>○交通施策の推進に当たっての基本的認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通」が以下を実現する機能を将来にわたって発揮できるように、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である。 <ul style="list-style-type: none"> ①国民の自立した日常生活及び社会生活の確保 ②活発な地域間交流及び国際交流 ③物資の円滑な流通 <p>○交通の機能の確保及び向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の急速な少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、「交通」が、「豊かな国民生活の実現」や「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」に寄与するとともに、大規模災害にも的確に対応できるようにする。 <p>○地方公共団体等の責務及び関係者の連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体」は、交通に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的な諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、情報提供等により、住民等の基本理念に関する理解を深めて、協力を得るよう努める。 ・「交通関連事業者及び交通施設管理者」は、その業務を適切に行うよう努め、国や地方公共団体を実施する交通に関する施策に協力するように努める。また、業務を行うに当たって、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努める。 ・国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民等の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 <p>○交通政策基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通施策の基本的な方針や目標、施策等を示した「交通政策基本計画」を定めなければならない。 <p>○地方公共団体の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的な諸条件に応じた交通施策を、まちづくり等の観点を踏まえながら、施策相互間の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施する。

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律【法令】

公布日	2007（平成19）年5月25日公布 最終改正：2023（令和5）年4月28日
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。
概要	<p>○地域が自らデザインする地域の交通（2020（令和2年）一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成を努力義務化 <ul style="list-style-type: none"> - 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け - 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等を行うことでデータに基づくPDCAサイクルを強化 <p>○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実（2020（令和2年）一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送資源の総動員による移動手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> - 路線バス等の維持が困難と見込まれる際に、地方公共団体が関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、従前の路線バス等に代わる地域に最適な旅客運送サービスの継続を実現 - 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設し、運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化するとともに、地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化し、インバウンドを含む観光ニーズへも対応 ・既存の公共交通サービスの改善の徹底 <ul style="list-style-type: none"> - 「地域公共交通利便増進事業」を創設し、路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」、「乗継ぎ割引運賃」等のサービス改善を促進 - MaaSに参加する交通事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設し、交通事業者の運賃設定に係る手続をワンストップ化 <p>○地域の関係者の連携と協働の促進（2023（令和5年）一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加 ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加 <p>○バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充（2023（令和5年）一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通利便増進事業」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス

1. はじめに

	<p>水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路運送高度化事業」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> - AI オンデマンド、キャッシュレス決済（非接触型クレジットカード、QRコード等）、EVバスの導等の交通DX・GXを推進する事業を創設 - 国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置
--	---

(3) 第2次交通政策基本計画【策定主体：国】

計画期間	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
今後の交通政策の基本的方針	<p>A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保</p> <p>B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化</p> <p>C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現</p>
目標・施策	<p>A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保</p> <p>目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通の維持確保の取組 ・ MaaSの全国での実装 ・ 多様なニーズに応えるタクシー運賃 等 <p>目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりと公共交通の連携強化 ・ 徒歩、自転車も含めた交通のベストミックス実現 ・ スマートシティの創出 等 <p>目標④ 観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での快適な移動環境整備 等

(4) 北海道交通政策総合指針【策定主体：北海道】

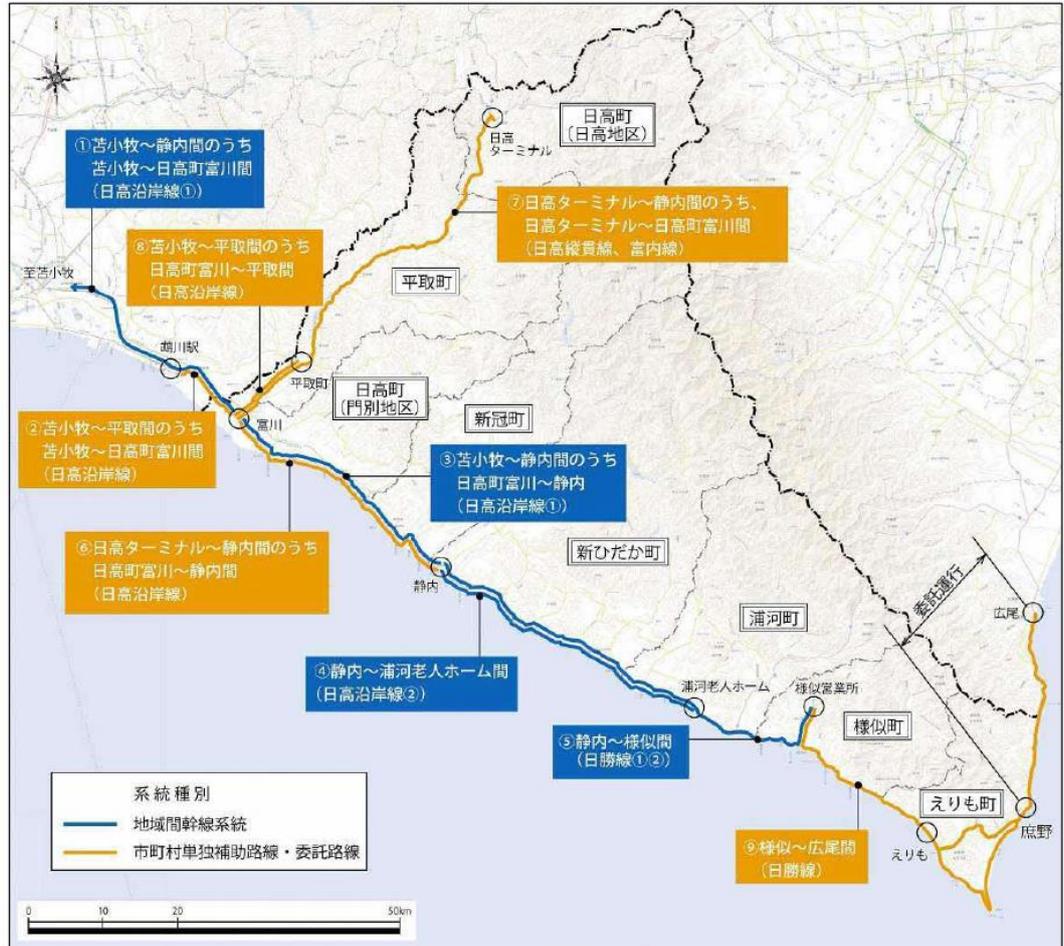
計画期間	2018（平成30）年度～2030（令和12）年度
交通ネットワーク形成の基本的な考え方	<p>①世界をつなぐ：グローバル化に対応した交通・物流ネットワークの充実・強化</p> <p>②競争と共生：事業者等の連携による移動の円滑化・輸送効率化の促進</p> <p>③地域を支える：人・地域を支える持続的なネットワークの構築</p> <p>④リスクに備える：災害に強く、生産性の高い交通・物流の実現</p>
具体的な施策の展開	<p>2020年度までの集中的な施策（重点戦略）</p> <p>①インバウンド加速化戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策9：積極的な交通情報の提供 ・方策12：新たな観光ルートの創出・活用 <p>③シームレス交通戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策4：公共交通の利用定着に向けた住民の意識改革 <p>④地域を支える人・モノ輸送戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策11：人材の確保・育成や働き方改革の推進 <p>2030年度までの長期的な施策</p> <p>②競争と共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現 ・⑤新技術の活用と環境負荷の低減 <p>③地域を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築 ・②安定した地域交通の確保

(5) 日高地域公共交通計画【策定主体：北海道日高地域公共交通活性化協議会】

計画期間	2023（令和5）年度～2027（令和9）年度
将来像	最適な広域公共交通と地域のきめ細かな輸送サービスとのネットワークにより、持続可能な公共交通体系を構築する。
基本方針・目標	<p>基本方針 A 地域住民等の広域的な移動を支える広域交通の維持・確保</p> <p>目標 A-① 中核都市と地域中心都市等を結ぶ広域交通、並びに地域中心都市等と各町を結ぶ地域間交通ネットワークの形成</p> <p>基本方針 B 広域交通及び生活圏交通相互の接続による利便性の向上、高齢者などの交通弱者対策</p> <p>目標 B-② 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上による利用者増加</p> <p>目標 B-③ 地域住民の公共交通の利用機会の拡大・利用促進</p> <p>基本方針 C 地域全体で公共交通を支える環境や人材の育成・確保</p> <p>目標 C-④ 日高地域外からの来訪者の公共交通の利用機会の拡大・利用促進</p> <p>目標 C-⑤ バス路線の維持に必要となる公共交通の担い手の確保</p>

施策・事業

a-①：広域交通及び地域間交通の維持・確保と最適化の検討・実施



地域間幹線系統	
系統	維持・確保の方針
① ③	・地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、利用促進を図りながら持続可能な移動手段の維持・確保を図る
④	・地域間幹線系統補助を活用し、利用促進に取組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図りながら持続可能な移動手段を確保
⑤	・地域間幹線系統補助を活用し、利用促進を図りながら持続可能な移動手段を確保

市町村単独補助路線・委託路線	
系統	維持・確保の方針
② ⑥ ⑦ ⑧	・当該路線は市町村単独補助路線であるが、複数の市町を運行し、また、地域間幹線系統に接続する路線であるため、交通事業者と各町が密接に連携しながら、維持・確保に向けた利用促進等の取組を実施
⑨	・当該路線は、様似～広尾間のうち、えりも町庶野から広尾町までは委託路線であるが、複数の町を運行し、また、地域間幹線系統に接続する路線であるため、高校通学とアポイ岳ユネスコ世界ジオパークや襟裳岬など観光振興のための路線として、交通事業者と各町が密接に連携しながら、維持・確保に向けた利用促進等の取組を実施

図 1.3 広域交通ネットワークの維持・確保の方針

b-②：広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続や待合空間等利用環境の向上

b-③：地域住民の公共交通利用促進策の検討・実施

c-④：来訪者の公共交通利用の促進に向けた観光客誘客

c-⑤：バス運転手等の確保に向けたPR 魅力発信

1.5.2 平取町の計画

(1) 第6次平取町総合計画

計画期間	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度
計画の位置付け	人口減少や少子化、高齢化の進行、経済の低迷、情報化の進展、東日本大震災の経験、地球温暖化による異常気象や災害の多発、経済の一層のグローバル化など、国内外の社会情勢は大きく変化をしている中で、次代に向かって長期的視点からめざすべき将来像、基本目標を町民・議会・行政で共有しともに取り組み、総合的かつ計画的な町政運営を図るために本計画を策定
計画における地域公共交通の位置付け	<p>Ⅱ 基本構想</p> <p>2 まちづくりの現状と課題</p> <p>課題 (1) 町民アンケートの結果（一般町民） ⇒「生活環境の向上」に関して、「バスなどの交通の利便性」の満足度が低い。 ⇒重要度が高く、満足度が低い項目が「今後改善が必要な項目」と読み取れ、項目としては「バスなどの交通の利便性」「日常の買い物や通院などの利便性」「企業誘致と就業機会・雇用の確保」「医療機関の整備や医療体制の充実」が該当する。</p> <p>課題 (2) 中学生・高校生のアンケート結果 ⇒町が力を入れるべき取り組みについて、「バスなどの交通機関を充実」がほぼ5割と高くなっている。</p> <p>課題 (3) まちづくりの課題 ⇒「生活環境」において、「町民の足と言える公共交通については、広大な面積に点在している集落において、小中学生の運行の確保、高齢者・高校生のニーズに対応した公共交通の充実が求められています。」とされている。</p> <p>6 まちづくりのテーマと基本目標、分野別施策の大綱 ⇒「第4編 テーマ「快適に暮らせるまちづくり」（生活環境）」において、道路交通網などの生活基盤の整備が挙げられている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4編 テーマ「快適に暮らせるまちづくり」（生活環境） 基本目標 めぐまれた自然環境と雪が少なく温暖で暮らしやすい地域の特徴を生かしながら、環境にやさしい、人にやさしい生活環境の確保を図るため、情報通信基盤の充実、道路交通網の整備など社会基盤の充実を図りながら愛着を持って住み続けたい、住んでいてよかったと思える、「快適に暮らせるまち」をめざします。 (1)土地利用の推進 (2)生活基盤の整備 (3)町民生活 (4)防災 (5)消防・救急 (6)住宅 (7)環境対策 (8)景観・公園・緑地</p> </div> <p>Ⅳ 基本計画</p> <p>第2編 保健・医療・介護・福祉 ⇒政策5：高齢者支援 ⇒基本施策4：在宅医療・介護連携の推進 《目標》住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、入院、退院、在宅生活を通じて継続的・一体的に医療・介護サ</p>

ービスが受けられる体制づくりを推進します。

[単位施策]

No2：通院時の交通手段の確保

要援護高齢者等の通院のための交通手段の確保を、既存の交通手段の整理と関係機関での協議により、全町的な体制整備を図ります。

⇒基本施策7：高齢者福祉サービスの充実

《目標》提供基盤の整備、適正化と質の向上、介護保険の安定的な運営により、高齢者福祉サービスの安定供給を図ります。

[単位施策]

No4：高齢者の交通移動の推進

高齢者の健康と生きがいつくりのため、外出・移動を支援し、積極的な社会参加の促進を図ります。

⇒政策6：障がい者支援

⇒基本施策3：障がい者の社会参加と相互理解の促進

《目標》障がい者の社会参加を促進するため、社会参加活動や就労に関する情報提供、活動機会の充実を図ります。また、障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発や事業の充実を図ります。

[単位施策]

No1：障がい者の交通移動の確保

障がい者が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会等の開催や啓発活動を推進します。

第4編 生活環境

⇒政策2：生活基盤の整備

⇒基本施策3：交通ネットワークの推進

《目標》地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に向けて、①小中学生・高校生の通学手段の確保、②高齢者の外出機会の増加に資する移動手段の確保、③地域活性化としての交通の確保、④バス運行の効率性の向上について検討を進め、町民ニーズに対応した公共交通の確立を図ります。

[単位施策]

No1：小中学生・高校生の通学手段確保

運行体系の見直しを行い、効率的でかつ安全・安心な通学手段の確保を図ります。

No2：高齢者の移動手段の確保

路線バスの運行路線・運行ダイヤ、予約制バス運行方法の見直しを行い、高齢者の外出機会に資する移動手段の確保を図ります。

No3：地域活性化に向けた交通手段確保

都市部へのアクセス向上、観光施設へのアクセス確保など公共交通を活用した交流機会の創出を図ります。

No4：バス運行の効率化の向上

重複ダイヤの解消、需要に適した運行方式の導入、運行実態に即した契約の見直しを図り、持続可能な運行体制の構築を目指します。

(2) 第2期平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度
計画の位置付け	2014（平成26）年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国により策定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨を踏まえ、地方創生に向けた取り組みを推進するため、平取町の総合計画に基づく「平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28（2016）年2月に策定、本戦略が2020（令和2）年3月をもって、計画期間が終了したことから、2019（令和元）年12月に国が策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の趣旨を踏まえ、新たに「第2期平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
計画における地域公共交通の位置付け	<p>第2編 総合戦略</p> <p>第2章 基本目標と重点プロジェクト</p> <p>【基本目標1】地域の豊かな資源を生かし、食・環境で魅力ある地域をつくる</p> <p>⇒産業活性化プロジェクト 具体的な施策と重要業績評価指標</p> <p>①地域産業の経営の安定と強化</p> <p>◇観光基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化拠点交流促進バス運行事業 <p>新千歳空港・二風谷コタン・ウポポイ（白老町）との交通ネットワークを整備することにより、交流人口の増加と地域間交流を促進し、地域の振興を図る。</p> <p>[重要業績評価指標（※KPI）]</p> <p>宿泊施設を活用した体験観光利用者数 8,100人(H30)→9,000人</p> <p>【基本目標4】誰もが健康で生き生きと暮らせる環境をつくる</p> <p>⇒安心生活プロジェクト 具体的な施策と重要業績評価指標</p> <p>④地域公共交通の維持・確保</p> <p>◇安心・安全な生活環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化事業 <p>高齢者などの交通弱者に対する交通利便性を確保することにより、安全・安心な生活環境を整備する。</p> <p>[重要業績評価指標（※KPI）]</p> <p>デマンドバス利用者数 本町地区 3.5人/日 振内地区 2.0人/日</p>

(3) 第9期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間	2024（令和6）年度～2026（令和8）年度
計画の位置付け	団塊の世代が75歳以上となる2025年はもちろんのこと、さらにその先の2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な介護サービスや福祉サービスの提供について、第8期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の流れを継承しつつ、第9期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定
計画における地域公共交通の位置付け	<p>第3章 アンケート調査結果から見る需要と課題</p> <p>第1節 日常生活圏域高齢者ニーズ調査</p> <p>2 調査結果の分析</p> <p>(10) 日常生活の自立度</p> <p>⇒「バスや電車を使って1人での外出」に対する問いには、できていると回答したのは、全年齢では75.8%となっているものの、80歳～84歳では69.2%、85歳では59.0%となっており、公共交通機関の乏しい平取町では外出を控える要因の1つとなっている。</p> <p>第6章 施策の展開</p> <p>第1節 安心して暮らすことができる基盤整備</p> <p>6 在宅生活の継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域の様々な協力や連携を基盤としたネットワークの構築、当町の実情に応じた見守り体制の構築を推進します。また、家族介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができる環境を目指し、介護者の身体的・精神的な負担が軽減できるよう、地域包括支援センターの役割を周知し、気軽に相談できる体制づくりを推進します。 <p>◆主な取組</p> <p>(6) 町独自サービス</p> <p>ウ 社会福祉バス運行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、温泉への送迎や買い物ができるように支援します。 <p>エ コミュニティ活動運営支援事業（サロンバス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出機会の確保及び社会参加の促進のため、交流サロン等の送迎を実施します。

(4) 平取町住生活基本計画

計画期間	2024（令和6）年度～2033（令和15）年度
計画の位置付け	全国計画・道計画や、これまでの平取町の住宅施策の取り組み状況を踏まえながら、住生活に関する目標を定め、各種住宅施策を推進することで、町民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るために策定
計画における地域公共交通の位置付け	<p>3章 住宅・住環境に関する町民意識等の把握</p> <p>1 町民アンケート調査</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>b. 現在の住まいについて</p> <p>③ 住宅環境に関する満足度</p> <p>⇒住宅環境に関する12項目の満足度を比較すると、満足傾向（「満足」及び「やや満足」）の構成比の多い項目は、多い順に、「周辺の騒音の少なさ」49.0%、「治安等のよさ」44.6%、「公園の近さや機能」38.4%となっています。</p> <p>また、不満傾向（「やや不満」及び「不満」）の構成比の多い項目は、多い順に、「買い物の利便性」45.8%、「病院・福祉サービスの利便性」45.1%、「通勤・通学の利便性」30.3%となっています。</p> <p>7章 重点施策の推進方針</p> <p>重点施策2：子育て世帯向けの住環境整備</p> <p>(2) 新たな買い物、運送システムの検討</p> <p>・デマンドバスの利便性の向上</p>

(5) 平取町観光振興ビジョン

計画期間	2019（令和元）年度～2023（令和5）年度
計画の位置付け	<p>地元産業を活用した地域間交流促進の取り組みは、地域の自立、継続的な成長を支える上でこれからの「まちづくり」に不可欠な視点であり、既に平取町には世界的に評価が高いアイヌ文化資源やブランド産品等、一級品の地域資源あり</p> <p>こうした情勢を踏まえ、平取町では観光をきっかけとする交流型のまちづくりを進めることで、産業を活性化し、雇用の機会をつくり、定住人口の増加につなげていくことを目標に、今後の観光施策の指針となる観光振興ビジョンを策定</p>
計画における地域公共交通の位置付け	<p>第2章 平取町の観光の現状と課題</p> <p>1 平取町の現状</p> <p>(1) 地域の概要 2) 交通アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月に日高自動車道が日高富川ICまで開通し、札幌からの所要時間は約1時間半、新千歳空港からは約1時間になりました。 ・公共交通は昭和61年に富内線が廃線となって以降、都市間バスまたは、JR富川駅からの路線バスのみとなり※、運行本数も少ないため、公共交通を利用した観光が難しい状況になっています。 <p>※「都市間バスまたは、JR富川駅からの路線バスのみ」は計画策定時の状況であり、JR富川駅を含むJR日高線（鷗川～様似間）が廃止された現在、札幌市等と結ぶ公共交通は、日高町富川で乗り継ぎが必要な都市間バスのみになっています。</p> <p>2 平取町観光の課題</p> <p>②交通アクセスに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道東自動車道の全線開通や函館新幹線開通による観光客の減少等により、新たな観光モデルルートの開発や、地域内の二次交通網体系の整備が必要になってきます。 <p>第4章 施策体系と基本施策</p> <p>2 計画推進のための基本施策</p> <p>1 地域と地域をつなぐ～交流人口を増やす～</p> <p>(3) 誘客の推進</p> <p>⑤都市間及び町内の移動交通と併せた誘客事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通等の活用により、訪れやすく周遊しやすい平取観光を推進します。 <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌往復シャトルバスの運行 ・都市間観光バス等の運行 ・幌尻岳登山バスの運行 ・町内移動手段の多様化検討、推進（レンタルサイクル等）